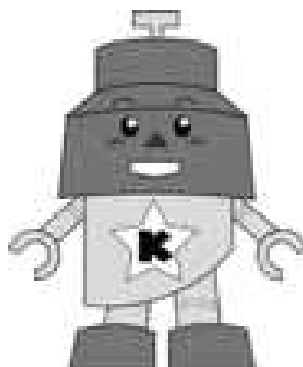


川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

(令和7年4月1日施行)



川口市都市計画部建築安全課

川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

- 第1条 川口市既存建築物耐震改修補助金（以下「補助金」という。）については、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 この補助金は、住宅の耐震改修を実施する者に対し、大規模地震発生時における建築物の倒壊等による災害を防止し、もって、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを推進することに資することを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 耐震診断 (一財)日本建築防災協会による耐震診断基準（以下「耐震診断基準」という。）その他この基準と同等であると市長が認める方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - (2) 耐震改修 耐震改修設計及び耐震改修工事をいう。
 - (3) 耐震改修設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物に対して、地震に対して安全な構造となるように改修するための設計をいう。
 - (4) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき行う改修工事をいう。
 - (5) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号による床面積をいう。
 - (6) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

(対象建築物)

- 第3条 補助の対象となる建築物（当該建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかなものを除く。）は、平成12年5月31日以前に工事に着手し、建築された建築物（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事着手し、建築された建築物については、木造在来軸組構法によって建てられた地上2階建て以下のものに限る。）であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物で、次に掲げるものとする。ただし、地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導を受けたもので、建築基準法による耐震改修に係る命令を受けていないものに限る。
- (1) 戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）
 - (2) 共同住宅及び長屋（マンションを除き、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供

するものに限る。以下「共同住宅等」という。) ただし、建築基準法第12条第1項に規定する建築物に関しては、同法に基づく報告を行っているものに限る。

(対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助の対象となる住宅を所有している者(当該所有者の二親等以内の親族を含む。)
- (2) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1条の規定に該当する建築物(以下「区分所有建物」という。)の場合は、同法第2条第2項に規定する区分所有者の代表の者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助金の交付を受けることが適正であると認める者

(補助の条件)

第5条 補助金の交付については、次に掲げる条件を付する。

- (1) 耐震改修設計は、建築士法(昭和25年法律202号)第23条の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している、同法第2条に規定する建築士(以下「設計者」という。)が行うこと。なお、耐震改修設計を行うことができる建築物については、同法第3条、第3条の2及び第3条の3の規定を準用する。
- (2) 木造以外の建築物の耐震改修設計は、耐震改修設計の実施後、当該耐震改修設計が適正に行われたかどうか確認するために、公的機関またはこれに準ずる機関(以下「公的機関等」という。)の判定を受けるものであること。
- (3) 耐震改修工事は、市内に本店又は営業所を置く建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者(以下「施工者」という。)が行うものであり、かつ、耐震改修設計を行った設計者が工事監理を行うこと。ただし、施工者が市内に本店又は営業所を置かないことについて補助金の目的と市内の業者の振興等の観点を総合的に勘案してやむを得ないと市長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 補助金の申請を行った日の属する年度の1月末日(ただし末日とは、営業最終日)までに第12条に定める報告書を提出すること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定めた日までとする。

(補助金の交付額)

第6条 耐震改修に対する助成額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合

耐震改修に要した費用の23%に相当する額とし、60万円を限度とする。

(2) 共同住宅等の場合

耐震改修に要した費用(延べ面積に床面積1平方メートルにつき39,900円を乗じた額を限度とする。)の23%に相当する額若しくは1戸当たり45万円に戸数を乗じて得た額のうち、いずれか低い額とし、450万円を限度とする。

2 前項に定める額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修を実施（契約を締結することを含む。）する前に、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（1）耐震診断結果の写し

（2）建築物の所有者以外の者が補助金の交付を受けようとする場合は、二親等以内であることが確認できる書類（戸籍謄本または続柄入り住民票のコピー）

（3）耐震改修を実施しようとする建築物の所有者全員の住所・氏名がわかる書類（建築物の登記事項証明書など。）

（4）申請者以外の所有者全員が耐震改修を実施することに同意する旨の記載のある書類

（5）その他市長が必要と認める書類

2 川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱による補助金の交付を受けた建築物で、前項第1号及び第2号の書類を既に提出している場合は、当該書類を省略することができる。

3 区分所有建物の耐震改修の場合は、第1項第3号及び第4号の書類について管理組合等の総会の議決書等の写しをもってこれに替えることができる。

(交付の制限)

第8条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

2 補助金の交付は、建築物1棟につき1回限りとする。

3 エキスパンションジョイントその他の相互に伝えない構造方法で区分された建築物は、1棟の建築物の交付額を限度として補助金を交付するものとする。

(適合、不適合の通知)

第9条 市長は、第7条の申請書及びこれに添付された書類（以下「申請書等」という。）の審査及びその他必要な調査を行い、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合していると認めたときは、様式第2号の通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合しないと認めたときは、様式第3号の通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

(耐震改修設計完了届)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに耐震改修設計を行い、様式第4号の完了届に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（1）補助金額の算定表（戸建て住宅の場合を除く。）

（2）耐震改修前後の平面図等（耐震補強方法、耐震補強箇所及び数量が分かるもので、耐震改修の内訳書と照合ができるもの）

- (3) 耐震改修後の耐震診断結果の写し
 - (4) 耐震改修の内訳書（耐震改修に要する費用とそれ以外を分けたもの）の写し
 - (5) 耐震改修設計の契約書等の写し（印紙税法第2号文書に記載される印紙を添付したもの）
 - (6) 木造以外の建築物の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の完了届及びこれに添付された書類の審査及びその他必要な調査を行い、当該耐震改修設計が適切に行われていないと認めるときは、当該耐震改修設計が適切に行われるように補助対象者に指導する。
- 3 市長は、補助対象者が前項の指導に従わないときは、補助金を交付しない旨決定することができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金を交付しないこととしたときは、様式第5号の通知書により補助対象者に通知するものとする。

（耐震改修の変更又は中止）

- 第11条 補助対象者は、耐震改修の内容を変更するときは、速やかに様式第6号の変更届に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。
- (1) 前条第1項第1号から第6号までに掲げる書類のうち、内容に変更の生じるもの。
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、耐震改修を取り止めるときは、速やかに様式第7号の取止め届を市長に届け出なければならない。

（耐震改修の実績報告等）

- 第12条 補助対象者は、耐震改修工事が適切に行われているかどうか、耐震改修設計を行った設計者に検査を行わせなければならない。
- 2 補助対象者は、耐震改修工事完了後速やかに、様式第8号の報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。
- (1) 耐震改修工事の状況写真（外部写真、内部写真及び接合部写真）
 - (2) 耐震改修清算内訳書（耐震改修とそれ以外を分けたもので、設計者と施工者の連名により作成されたもの）の写し
 - (3) 耐震改修費用の領収書の写し（印紙税法第17号文書に記載される印紙を添付したもの）
 - (4) 耐震改修工事の契約書等の写し及び変更があった場合は変更契約書の写し（印紙税法第2号文書に記載される印紙を添付したもの）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の報告書に基づき、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、当該耐震改修工事が適切に行われるように補助対象者に指導する。
- 4 市長は、補助対象者が第5条の補助の条件を履行しないとき又は前項の指導に従わないときは、補助金を交付しない旨決定することができる。
- 5 市長は、前項の規定により補助金を交付しないこととしたときは、様式第5号の通知

書により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付額決定通知等）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、適正に耐震改修が行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、様式第9号の通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助対象者は、様式第10号の請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、補助対象者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、申請者又は補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（調査等に対する協力）

第15条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第16条 補助対象者は、補助の対象となった耐震改修設計、耐震改修工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則1から9（略）

附 則 10

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱施行細目（案）

（総 則）

第1条 この細目は、川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき規定すべき事項及び交付要綱を施行するに必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この細目における用語の意義は、交付要綱に定めるところによる。

（耐震診断基準）

第3条 交付要綱第2条の規定による耐震診断基準は次の表による。

表

構造形式	耐 震 診 断 基 準
木 造	木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法 若しくは精密診断法
鉄骨造	既存鉄骨造建築物の耐震診断指針
鉄筋コンクリート造	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
鉄骨鉄筋コンクリート造	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準

（補助の対象となる建築物等）

第4条 交付要綱第3条の規定による対象建築物に該当するものとされる建築物については、次の各号のいずれかに適合する場合であっても、これに該当するものとする。

（1）昭和56年6月1日以降に増築又は移転をした場合

（2）住宅とその他の用途が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で区分された建築物で、住宅の部分が交付要綱の規定に適合する場合

（3）交付決定後に、建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例（以下「建築基準法令」という。）に適合しない部分が明らかになった建築物で、建築基準法令に適合させる計画を作成し、交付要綱第10条に規定する耐震改修設計完了届に併せて報告した場合

2 前項第3号の場合にあって、補助の対象となる建築物を建築基準法令に適合させた場合、その旨を交付要綱第12条に規定する耐震改修の実績報告に併せて報告しなければならない。

（補助の対象者）

第5条 対象建築物（区分所有建物の場合を除く。）の所有者が複数の場合は、所有者の内の1名を補助対象者とする。

なお、耐震診断費用の領収書のあて先及び振込依頼書の口座は、補助対象者とする。

附 則 1 から 4 （略）

附 則 5

この細目は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

川口市既存建築物耐震改修補助金交付手続きフロー

申請者（補助対象者）が提出する書類

川口市（市長）が発行する書類

（１）建築安全課に申請してください。



川口市既存建築物耐震改修補助金交付申請書

添付書類・耐震診断結果の写し

【戸建て住宅及び共同住宅等の場合】

- ・建築物の所有者全員がわかるもの（建築物の登記事項証明書など）
- ・申請者以外の所有者の同意書
- ・建築物の所有者以外の者が補助金の交付を受けようとする場合は、二親等以内であることが確認できる書類（戸籍謄本または続柄入り住民票のコピー）

【区分所有建物の場合】

- ・管理組合等の総会の議決書等の写し

（２）交付要綱に適合していれば通知します。

川口市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知書



※ 適合通知を受ける前に契約を締結しないでください。

（３）速やかに耐震改修設計を行い、届け出てください。



耐震改修設計完了届

添付書類・補助金の算定書（戸建て住宅の場合を除く）

- ・耐震改修前後の平面図等
- ・耐震改修後の耐震診断結果の写し
- ・耐震改修の内訳書の写し（耐震改修費用とそれ以外を分けたもの）
- ・耐震改修設計の契約書等の写し
- ・公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（木造以外の建築物）

（４）耐震改修工事を着工し、工事完了後、結果を報告してください。



川口市既存建築物耐震改修補助金交付変更届

※耐震改修設計完了届提出後に工事内容・工事金額が変更になった場合のみ必要です。



川口市既存建築物耐震改修補助金交付実績報告書

添付書類・耐震改修工事の状況写真

- ・耐震改修清算内訳書の写し（耐震改修費用とそれ以外を分けたもので、設計者と施工者の連名により作成されたもの）
- ・耐震改修費用の領収書の写し
- ・耐震改修工事の契約書等の写し及び変更があった場合は変更契約書の写し

※ 書類確認後、現地を確認（検査）させていただきます。

※ 住宅耐震改修証明書が必要な方は、住宅耐震改修証明申請書を提出してください。

（５）補助金の額を決定し、通知します。

川口市既存建築物耐震改修補助金交付額決定通知書



（６）請求書を提出してください。



川口市既存建築物耐震改修補助金交付請求書

（７）補助金を交付します。

口座振替



様式第1号（第7条関係）

川口市既存建築物耐震改修補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

—

住所

申請者 氏 名

電話番号

川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

	所在地 (住所)	川口市
建築物概要	用途	☐ 戸建ての住宅 ☐ 長屋・共同住宅
	構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他()
	規模	地上 階 地下 階 延床面積 m ²
	建築年月	昭和・平成 年 月
添付書類	☐ 耐震診断結果の写し（川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱による補助金の交付を受けた建築物については省略することができる。） ☐ 建築物の所有者以外の者が補助金の交付を受けようとする場合は、二親等以内であることが確認できる書類（戸籍謄本または続柄入り住民票のコピー、但し、川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱による補助金の交付を受けた建築物で、既に当該書類を提出している場合は、省略することができる。） ☐ 耐震改修を実施しようとする建築物の所有者全員の住所・氏名がわかる書類（建築物の登記事項証明書など。） ☐ 申請者以外の所有者全員が耐震改修を実施することに同意する旨の記載のある書類 ☐ 管理組合等の総会の議決書等の写し ☐ そ の 他 （ ）	
		受 付 欄

耐震改修設計完了届
(第一面)

令和 年 月 日

(あて先) 川 口 市 長

住 所
補助対象者 氏 名
電話番号

耐震改修設計を行いましたので、川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

1. 対象建築物の所在地 川口市

2. 設計者、工事施工者

設計者・工事監理者	【氏名】
	【資格】（ ）建築士 （ ）登録第 号
	【建築士事務所名】 （ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号
	【所在地】 【電話】
施工者	【氏名】
	【営業所名】 建設業の許可（ ） 第 号
	【所在地】 【電話】

(第二面)

3. 補助金額の算定

(消費税込み)

工事費	全体（耐震改修工事費以外の工事費を含む）	円
	（うち、耐震改修工事費）	円
設計費	全体（耐震改修工事費設計の工事費を含む）	円
	（うち、耐震改修設計費）	円

(戸建て住宅の場合のみ記載)

耐震改修工事費・耐震改修設計費の合計（A）	円
$(A) \times 0.23$	円

4. 補助金額の申請額

耐震改修補助金申請額 (1,000円未満の端数は切り捨てること。)	円
--------------------------------------	---

※ 耐震改修補助金申請額は、第6条により算出してください。

5. 耐震改修の概要

補強箇所	有無	概 要
壁	有・無	
柱	有・無	
梁	有・無	
屋根	有・無	
その他	有・無	

6. 添付書類

- ☐ 補助金額の算定書（戸建て住宅の場合を除く）
- ☐ 耐震改修前後の平面図等（耐震補強方法、耐震補強箇所及び数量が分かるもので、耐震改修の内訳書と照合ができるもの）
- ☐ 耐震改修後の耐震診断結果の写し
- ☐ 耐震改修の内訳書（耐震改修に要する費用とそれ以外を分けたもの）の写し
- ☐ 耐震改修設計の契約書等の写し
- ☐ 木造以外の建築物の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- ☐ その他（ ）

様式第6号（第11条関係）

川口市既存建築物耐震改修補助金交付変更届

令和 年 月 日

(あて先) 川 口 市 長

補助対象者 住所氏名電話番号

川口市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知を受けた耐震改修の内容を事情により変更しましたので、川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

建 物 所 在 地	川口市
適合通知書番号	令和 年 月 日 指令第 号
耐震改修内容の変更の概要	
変更前の耐震改修費用の予定額	円
変更後の耐震改修費用の予定額	円

※適合通知番号には「川口市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知書」の日付・指令番号を記載してください。

添付書類（下記内容について変更のあった書類）

- ☐ 補助金額の算定書（戸建て住宅の場合を除く）
- ☐ 耐震改修前後の平面図等（耐震補強方法、耐震補強箇所及び数量が分かるもので、耐震改修の内訳書と照合ができるもの）
- ☐ 耐震改修後の耐震診断結果の写し
- ☐ 耐震改修の内訳書
（耐震改修に要する費用とそれ以外を分けたもの）の写し
- ☐ 耐震改修設計の契約書等の写し
- ☐ 木造以外の建築物の場合は、
公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- ☐ その他（ ）

※市使用欄

收受印

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

川口市既存建築物耐震改修補助金交付取止め届

令和 年 月 日

（あて先） 川 口 市 長

住 所
補助対象者 氏 名
電話番号

川口市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知を受けた耐震改修を事情により取り止めますので、川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

建 物 所 在 地	川口市
適合通知書番号	令和 年 月 日 指令第 号
取止めの理由	

※適合通知番号には「川口市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知書」の日付・指令番号を記載してください。

※市使用欄

収受印

様式第8号（第12条関係）

川口市既存建築物耐震改修補助金交付実績報告書

（第一面）

令和 年 月 日

（あて先） 川 口 市 長

住 所
補助対象者 氏 名
電話番号

耐震改修が完了しましたので、川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 対象建築物の所在地 川口市

2. 耐震改修完了日 令和 年 月 日

3. 補助金額の算定 (消費税込み)

工事費	全体（耐震改修工事費以外の工事費を含む）	円
	（うち、耐震改修工事費）	円
設計費	全体（耐震改修工事費設計の工事費を含む）	円
	（うち、耐震改修設計費）	円

（戸建て住宅の場合のみ記載）

耐震改修工事費・耐震改修設計費の合計（A）	円
$(A) \times 0.23$	円

4. 補助金額の申請額

耐震改修補助金申請額 （1,000円未満の端数は切り捨てること。）	円
--------------------------------------	---

※ 耐震改修補助金申請額は、第6条により算出してください。

(第二面)

5. 耐震改修の概要

補強箇所	有無	概 要
壁	有・無	
柱	有・無	
梁	有・無	
屋根	有・無	
その他	有・無	

6. 耐震改修工事の結果

耐震改修工事後の上部構造評点又は構造耐震指標	
------------------------	--

7. 添付書類

- ☐ 耐震改修工事の状況写真
- ☐ 耐震改修清算内訳書（耐震改修とそれ以外を分けたもので、設計者と施工者の連名により作成されたもの）の写し
- ☐ 耐震改修費用の領収書の写し
- ☐ 耐震改修工事の契約書等の写し及び変更があった場合は、変更契約書の写し
- ☐ その他（ ）

上記に記載の事項は事実と相違ありません。

工事監理者氏名

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

川口市既存建築物耐震改修補助金交付請求書

令和 年 月 日

（あて先） 川 口 市 長

住 所
補助対象者 氏 名
電話番号

川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項に基づき、令和 年 月 日付け
指令建安第 号で決定通知のあった補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請 求 金 額 金 円

2. 振 込 先 下記の口座へお振込みください。

振込先金融機関名（支店名まで）	
預金種別（○を記入） 普通・当座・貯蓄・その他	口座番号
口座名義人（カタカナで記入）	

※注意事項

申請者（補助対象者）本人名義の口座を記入してください。

※市使用欄

収受印

--